

日本語教育学研究科修士課程は、
「教育訓練給付制度」の指定講座となっています

(注意：本制度適用者：2007年4月以降に入学した方)

「教育訓練給付金」とは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合（＝日研にて修士学位を取得し修了した場合）教育訓練施設（＝早稲田大学）に支払った**教育訓練経費（入学金＋受講料（授業料1年分））**をハローワーク（公共職業安定所）より支給されるものです。

【支給額】 入学時期、支給要件期間により異なります。

入学期	支給要件期間	給付率	給付上限額
2007年4月・9月入学者	5年以上	教育訓練経費の40%	20万円
	3年以上5年未満	教育訓練経費の20%	10万円
2008年4月以降の入学者	3年以上	教育訓練経費の20%	10万円

申請資格の有無は、日研に入学されるまでの個々の就労状況によって異なりますので、各自の居住住所を所管するハローワークにて支給要件照会を行ってください。日研事務所では確認することができません。

教育訓練給付金の概要、申請資格、申請手続きなどの詳細は、次の厚生労働省ホームページを参照
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/kyouiku/index.htm>

【教育訓練給付金申請の流れ】

詳しい申請の流れについては、教育訓練給付金支給の流れ（PDF）をご覧ください。